

第35回総会議事録

<開催日> 令和8年5月7日（木曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室2-5）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第44号～報告第81号 農地法第3条の3届出 11件
農地法第5条届出 27件

日程第3 報告第82号～報告第95号 農地の転用事実等に関する照会 14件

日程第4 報告第96号～報告第100号 農地法第18条第6項等通知 5件

日程第5 議案第23号～議案第41号 農地法第3条許可申請 19件

日程第6 議案第42号～議案第45号 農地法第4条許可申請 4件

日程第7 議案第46号～議案第58号 農地法第5条許可申請 13件

日程第8 議案第59号 農地法第5条の規定による許可処分の取消 1件

日程第9 議案第60号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画内一括）案に対する意見について 1件

日程第10 議案第61号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画外一括）案に対する意見について 1件

日程第11 議案第62号 木更津市農用地利用集積等促進計画（地域
計画外再転貸）案に対する意見について 1件

日程第12 議案第63号 「令和7年度最適化活動の目標及び目標に対す
る点検・評価」及び「令和7年度農業委員会の
農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の
実施状況公表」の決定について 1件

<出席委員>

1番 小倉 和	2番 露崎 伸哉	3番 磯貝 正一
4番 地曳 昭裕	5番 鈴木 康裕	6番 鳶野 知明
7番 村田 正明	8番 村上 常雄	9番 関 和美
	11番 鈴木 修一郎	12番 和田 倉吉
13番 金子 一夫	14番 宮沢 伸子	15番 磯貝 徳三
16番 石渡 和美		18番 杉山 孝

以上 16人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 10番 桐谷 勝美 17番 齋藤 洋一

<傍聴者> 無し

<出席農地利用最適化推進委員>

1番 豊島 光孝	2番 篠田 一男	3番 山口 正夫
4番 牧野 五十夫	5番 嶋田 幸一	
7番 平野 庸夫		9番 桐谷 修啓
10番 柴野 幸男	11番 仲村 英男	12番 神谷 正美
		15番 宮野 一広
16番 須藤 孝訓		18番 福原 正己
19番 石崎 幸弘		

以上 14人 出席

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之	局長補佐 影山 圭子	係長 岡部 哲朗
主任主事 伊藤 優市		

<午後3時5分開会>

議長	<p>委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。</p> <p>ただ今から、第35回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は16名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、議席10番桐谷勝美委員及び議席17番齋藤洋一委員から欠席の届出がありました。</p> <p>それでは、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、議席2番露崎伸哉委員と、議席8番村上常雄委員を指名いたします。</p> <p>書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。</p> <p>次に、日程第2から第4まで、報告第44号から報告第100号まで、3ページから15ページまでの57案件につきまして、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>日程第2、報告第44号から第81号までについて、まず農地法第3条の3の届出が11件ございまして、全て相続によるものです。</p> <p>次に、農地法第5条の届出が27件ありまして、そのうち16件が住宅建築用地、4件が中古自動車販売店、2件が駐車場用地、1件が共同住宅建築用地、1件が店舗建築用地及び駐車場、1件が農機具及び農業資材保管物置、農作業車両駐車場、進入路、1件が事務所兼空手教室地、1件が進入路への転用の届出でした。</p> <p>次に、日程第3、報告第82号から第95号までについて、農地の転用事実等に関する照会14件ございまして、全て法務局からの照会で、13件を非農地、1件を一部農地・一部非農地と回答しております。</p> <p>次に、日程第4 報告第96号から第100号までについて、農地法第18条第6項等の通知5件ございまして、そのうち3件が農地法、2件が基盤強化法に係る解約でした。</p> <p>以上で事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、日程第5、議案第23号から第41号まで、16ページから19ページまでの農地法第3条許可申請19案件について議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第23号から41号、農地法第3条許可申請19案件について、ご説明いたします。</p> <p>初めに、議案第23号から第32号ですが、申請箇所は、3条位置図1の畔戸の農地です。農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転及び賃借権設定をするものです。</p> <p>次に、議案第33号ですが、申請箇所は、3条位置図2の有吉の農地です。農業拡大のため、売買による所有権移転をするものです。</p> <p>次に、議案第34号ですが、申請箇所は、3条位置図3の井尻の農地です。農業経営の拡張を目的に賃借権設定をするものです。</p> <p>次に、議案第35号ですが、申請箇所は、3条位置図4の伊豆島の農地です。農業経営の継承を目的に贈与による所有権移転をするものです。</p> <p>次に、議案第36号から40号ですが、申請箇所は、3条位置図5の牛袋の農地です。新規に就農を開始するため賃借権設定をするものです。</p> <p>次に、議案第41号ですが、申請箇所は、3条位置図6の下内橋の農地です。農業経営の拡大を目的に贈与による所有権移転をするものです。</p> <p>以上で事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。</p> <p>初めに、議案第23号から第32号までについて篠田推進委員をお願いします。</p>
篠田推進委員	<p>議案第23号から第32号について、同一事業者のため、一括してご説明いたします。</p>

篠田推進委員

本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。
譲受人は法人で提出された書類を確認したところ、農地所有適格法人の要件を満たしています。また、自作地について遊休農地等はありません。
申請地の現況は畑でトウモロコシ、レタス、じゃがいも等を作付けすることによって、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから、当該法人は農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、議案第33号について、神谷推進委員お願いします。

神谷推進委員

議案第33号について、説明いたします。
本件は、農業拡大のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、約22,600㎡の農地を申請者と家族2人で耕作しております。
農業機械はトラクター、農用トラック、草刈り機等を所有しており、自作地の現況は畑でじゃがいも、らっきよを作付けすることによって、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、議案第34号について、石崎推進委員お願いします。

石崎推進委員

議案第34号について、説明いたします。
本件は、農業を行うため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、約22,600㎡の農地を申請者と家族2人で耕作しております。
農業機械はトラクター、耕うん機等を所有しており、自作地の現況は田でじゃがいも、らっきよを作付けすることによって、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、議案第35号について、平野推進委員お願いします。

平野推進委員

議案第35号について、説明いたします。
本件は、農業経営の継承のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、約2,000㎡の農地を申請者と家族2人で耕作しております。
農業機械は農用トラックを所有しており、田植え機、コンバイン、トラクター等を知人から借りて耕作する予定です。
自作地について遊休農地等はありません。申請地の現況は田で水稻を作付けすることによって、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 次に、議案第36号から第40号まで、18ページから19ページについて、半沢推進委員が本日欠席なので、代わって鈴木康裕委員をお願いします。

鈴木康裕委員 議案第36号から第40号についてご説明いたします。
本案件は提出された農業経営実施計画書に基づき、令和8年3月6日に事前審査会を開催いたしました。
計画では水稻の作付けを予定しており、申請者を含む3名で耕作を行う計画です。申請者は地元農家と共に水稻を行った実績があると伺っています。
農業機械については、トラクターを所有しており、播種機、田植え機、コンバインについては借用して耕作する予定となっています。
以上のことから、本申請は農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
なお、事前審査会の審査結果は出席した会長、職務代理人、中郷・波岡地区の農業委員および農地利用最適化推進委員の多数が適当であると判断しています。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 次に、議案第41号について、豊島推進委員をお願いします。

豊島推進委員 議案第41号について、説明いたします。
本件は、農業拡大のため、申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、約11,200㎡の農地を申請者と家族1人で耕作しております。
農業機械はトラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており、自作地について遊休農地等ではありません。申請地の現況は田で水稻を作付けすることのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長 意見等が無いようですので、採決にうつります。
議案第23号から第41号までについて、一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長 異議が無いようですので、採決いたします。
許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、議案第23号から第41号までについて許可と決定いたします。

議長 次に、日程第6、議案第42号から第45号まで、20ページの農地法第4条許可申請4案件について議題に供します。
なお、議案第42号から第45号までは、日程第7、議案第56号から第58号まで、23ページの農地法第5条許可申請と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
農地法4条許可申請 議案第42号から第45号及び農地法5条許可申請 議案第56号から第58号について関連案件のため、一括してご説明します。
申請箇所は、転用位置図4-1牛袋地先の農地です。
申請目的は、事業用地への進入路及び、進入路に伴う造成協力地で、転用を伴う許可申請及び転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、農地法5条申請分の進入路につきましては、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当すること、また、農地法4条申請分の造成協力地につきましては、第1種農地において例外的に転用が認められる事業や、届出を行うことで転用が可能となる事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路等の施設に該当することから、例外的に許可しうるものと判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和10年3月31日を予定しております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当推進委員の石崎推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

石崎推進委員 議案第42号から第45号までについて、同一案件のため一括して説明いたします。
申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行いますが安定勾配をとるため、土砂の流出等は起きないと思われれます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水はなく、雨水については事業地に集水桝を設け、事業地既設集水桝に取り付ける計画のため問題は生じないと思われれます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないか、また、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われれます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われれます。
以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断しました。
よろしくご審議のほど、お願いします。

次に、議案第56号から第58号までについて、同一案件のため一括して説明いたします。
申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺を造成協力地として利用する計画の

石崎推進委員

ため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水はなく、雨水については事業地に集水桝を設け、事業地既設集水桝に取り付けるため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないか、また、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第42号から第45号までの農地法第4条許可申請及び議案第56号から第58号までの農地法第5条許可申請について、一括で採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

異議は無いようですので、採決いたします。

議案第42号から第45号までの農地法第4条許可申請及び議案第56号から第58号までの農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手多数であります。

よって、議案第42号から第45号まで及び議案第56号から第58号までの7案件は許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

〈 桐谷修啓推進委員 着席 〉

議長

次に、日程第7、議案第46号から第55号まで、21ページから23ページまでの農地法第5条許可申請10案件について議題に供します。

事務局の説明を求めま

事務局

それではご説明いたします。

初めに、議案第46号及び議案第47号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1牛込地先の農地です。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地及び排水路で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については「住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」、及び、「第1種農地において例外的に転用が認められる事業や、届出を行うことで転用が可能となる事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路等の施設」に該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■■■円となっており、借入金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和10年3月31日を予定しております。

次に、議案第48号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2牛込地先の農地です。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については住宅ほか周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■■■■■円となっております、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和9年3月31日を予定しております。

次に、議案第49号から議案第52号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3久津間地先の農地です。

申請目的は、車両置き場で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■■■■■円となっております、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和10年11月30日を予定しております。

次に、議案第53号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4椿地先の農地です。

申請目的は、専用住宅で、転用を伴う使用貸借権の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■■■■■円となっております、借入金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和9年5月31日を予定しております。

次に、議案第54号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5吾妻地先の農地です。

申請目的は、専用住宅で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■■■■■円となっております、借入金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和8年10月31日を予定しております。

次に、議案第55号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6下内橋地先の農地です。

申請目的は、休憩所、コンビニエンスストアで、転用を伴う賃借権設定の許可申請です。

農地区分については、第1種農地であり原則転用許可はできませんが、本件については流通業務施設、休憩所、ドライブイン等、給油所やそれらの類似施設で、一般国道や県道の沿道の区域内に設置されるものに該当し、例外的に許可しうるものと判断しました。

なお、駐車場とトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストアとその駐車場で、周辺に自動車運転者が休憩のために利用できる施設が少ないと認められるものは、休憩所の類似施設として取り扱うこととなっております。

もう少し説明いたしますと申請地の西側に国道があり、国道の東側に当該国道を整備した際に既存で存在した農道の機能補償として整備された農道がございます。申請地が接してい

事務局

るのはあくまでこの機能補償道路です。今回の計画では国道側の出入り口を2箇所確保する計画になっており道路法第24条の工事施行許可を国道管理者である君津土木事務所長から受けております。従ってこの機能補償道路も道路法の適用対象であると国道管理者が判断しており、申請地は国道の一部である機能補償道路を通じて接している状況です。その上で審査基準である一般国道や県道の沿道の区域内に設置されるものに該当するかどうかご審議いただきたいと存じます。参考までに都市計画法の審査基準について説明しますと都市計画法では国道、県道又は幅員12メートル以上のその他の道路に接していることとなっており、申請地の南側に幅員12メートルの市道に接していることから審査基準を満たしている者となっております。

資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■■■■円となっております、自己資金で賄う計画です。

転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事業完了予定ですが、令和8年10月30日を予定しております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

初めに、議案第46号から第48号までについて、桐谷推進委員をお願いします。

桐谷推進委員

議案第46号及び第47号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに新設水路に放流する計画のため問題は生じないと思われれます。

次に申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われれます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われれます。

以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

次に、議案第48号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われれます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに新設水路に放流する計画のため問題は生じないと思われれます。

次に申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため問題はないと思われれます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われれます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われれます。

以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われれますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長 続いて、議案第49号から第52号までについて、仲村推進委員お願いします。

仲村推進委員 議案第49号から第52号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。
次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないか、また、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。
以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長 続いて、議案第53号について、嶋田推進委員が本日欠席なので、代わって礒貝徳三委員お願いします。

礒貝徳三委員 議案第53号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに新設水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。
次に申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風等に配慮した計画ため問題はないと思われます。
最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。
以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長 続いて、議案第54号について、柴野推進委員はのどの調子がすぐれないので、露寄委員、お願いします。

露寄委員 議案第54号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに既存水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。
次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、また、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

露崎委員

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、日照、通風等に配慮した計画ため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第55号について、豊島推進委員お願いします。

豊島推進委員

議案第55号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに既存水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

また、事務局から説明があった立地基準については、私も申請地は国道の沿道の区域内に設置されるものに該当すると考えます。

以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長

意見等が無いようですので、採決にうつります。

議案第46号から第55号までの10案件について、一括で採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

議長

異議が無いようですので、採決いたします。

許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。(挙手多数であります)

よって、議案第46号から第55号までの10案件は許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

議長

次に、日程第8、議案第59号、24ページの農地法第5条の規定による許可処分の取消

議長 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第59号、農地法第5条の規定による許可処分の取消申請について、ご説明いたします。
本申請は、太陽光発電施設のために、当該地を転用する内容で、令和7年7月4日付けで農地法第5条の許可となっております。
今回、事業の採算性が合わなくなり、事業計画を白紙に戻すことになったため、許可処分の取消を求めるものです。
現在、当該地は何も手を付けていない状態です。
取消相当の判断基準としまして、転用行為がされる前であったこと、権利の設定がまだ行われていないことなどから、基準は満たしていると判断されます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当推進委員の須藤推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

須藤推進委員 議案第59号について、調査を行いましたのでご説明いたします。
事務局から説明があったとおり、事業の採算性が合わなくなり、事業計画を白紙に戻すことになったため、当該地を使用しなくなったものです。現在、土地には手を入れておらず、農地として利用できる状態でしたので、許可処分の取消要件を満たすものとし、取消は相当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長 意見等が無いようですので、採決にうつります。
許可を取り消すことに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、議案第59号については、取消相当として、知事に意見書を送付いたします。

議長 次に、日程第9、議案第60号、25ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第60号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。
本案件は、令和8年4月16日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。
それでは、計画の内容について、ご説明いたします。
今回の計画は、計画1から112までとなっています。
利用目的は計画番号26番が露地野菜で、それ以外のすべてが水稻となっています。

事務局	<p>設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。 権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっています。 計画合計数は、利用権の設定が合計383筆で276,873平方メートルとなっております。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、計画番号1番から4番について、篠田推進委員をお願いします。</p>
篠田推進委員	<p>計画番号1から4番について、説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、計画番号5番から25番までについて、山口推進委員をお願いします。</p>
山口推進委員	<p>計画番号5及び6番について、説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p> <p>次に、計画番号7番から23番について、説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
	<p>次に、計画番号24番及び25番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま</p> <p>申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま</p>

山口推進委員 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 続いて、計画番号26番について、仲村推進委員お願いします。

仲村推進委員 計画番号26番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われ
ます。
申請地の現況は畑で、キャベツを作付けするとのこと
です。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われ
ます。

 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 続いて、計画番号27番から38番までについて、神谷推進委員お願いします。

神谷推進委員 計画番号27番から38番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われ
ます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこと
です。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われ
ます。

 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 続いて、計画番号39番から112番までについて、宮野推進委員お願いします。

宮野推進委員 計画番号39番から112番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われ
ます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこと
です。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われ
ます。

 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問がございましたら、お願いします。

 〈 質 問 〉

議長 質問が無いようですので、続いて、意見等をおうかがいしますが、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与に係る案件がございますので、先に審議いたします。
初めに、計画番号7番から23番までについて審議いたします。

議長 本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■委員は退席願います。

《 ■■■委員 退席 》

議長 それでは、計画番号7番から23番までについて、意見等がございましたらお願いします。

〈 意 見 〉

議長 意見等はないようですので、採決いたします。
計画番号7番から23番までについて、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、計画番号7番から23番までについて、意見無いものと決定いたします。
退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《 ■■■委員 着席 》

議長 続いて、計画番号26番について、審議いたします。
なお、本案件は■■委員にかかる計画がありますので「議事参与の制限」により、■■委員は退席願います。

《 ■■委員 退席 》

議長 それでは、計画番号26番について意見等がございましたら、お願いします。

〈 意 見 〉

議長 意見等はないようですので、採決いたします。
計画番号26番について意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、計画番号26番について意見無いものと決定いたします。
退席されております、■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

議長 続いて、計画番号110番について、審議いたします。
なお、本案件は■■委員にかかる計画がありますので「議事参与の制限」により、■■委員は退席願います。

《 ■■委員 退席 》

議長 それでは、計画番号110番について意見等がございましたら、お願いします。

〈 意 見 〉

議長 意見等はないようですので、それでは、採決いたします。
計画番号110番について意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、計画番号110番について意見無いものと決定いたします。
退席されております、■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

議長 続いて、計画番号1番から6番まで並びに24番及び25番並びに27番から109番まで並びに111番及び112番について、審議いたします。
意見等がございましたら、願います。

〈 意 見 〉

議長 意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、議案第60号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものいたします。

次に、日程第10、議案第61号、66ページからの、木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第61号、農用地 利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。
本案件は、令和8年4月16日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。
それでは、計画の内容について、ご説明いたします。
今回の計画は、計画1から28までとなっております。
利用目的は計画番号7番の1筆が露地野菜で、それ以外のすべてが水稻となっております。
設定する権利の種類はすべてが賃借権となっております。
権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から10年間となっております。
計画合計数は、利用権の設定が合計98筆で60,318平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、計画番号1番から6番までについて、篠田推進委員をお願いします。

篠田推進委員 計画番号1から6番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われれます。

篠田推進委員 申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま
す。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 続いて、計画番号9番から18番までについて、神谷推進委員お願ひします。

神谷推進委員 計画番号9から18番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されてい
るとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思
われま
す。
申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問
題ないものと思われま
す。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 続いて、計画番号19番から28番までについて、宮野推進委員お願ひします。

宮野推進委員 計画番号19から28番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されてい
るとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思
われま
す。
申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問
題ないものと思われま
す。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 失礼しました。計画番号7番及び8番について、仲村推進委員お願ひします。

仲村推進委員 計画番号7番及び8番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されてい
るとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思
われま
す。
申請地の現況は田、畑で、水稻、ブロッコリーを作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問
題ないものと思われま
す。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 以上で、終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問がございましたら、お願ひしま
す。

〈 質 問 〉

議長 質問が無いようですので、続いて、意見等をおうかがいしますが、議事参与に係る案件が
ございますので、先に審議いたします。
初めに、計画番号7番及び8番について審議いたします。
本案件には、■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■委

議長 員は退席願います。

《 ■■委員 退席 》

議長 初めに、計画番号7番及び8番について意見等がございましたらお願いします。

〈 意 見 〉

議長 意見等はないようですので、それでは、採決いたします。
計画番号7番及び8番について意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、計画番号7番及び8番について意見無いものと決定いたします。
退席されております、■■委員には、お戻り願います。

《 ■■委員 着席 》

議長 続いて、計画番号1番から6番まで及び9番から28番までについて、審議いたします。
意見等がございましたら、お願いします。

〈 意 見 〉

議長 意見等はないようですので、採決いたします。
計画番号1番から6番まで及び9番から28番までについて、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、議案第61号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

次に、日程第11、議案第62号、78ページからの、木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外再転貸案に対する意見について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第62号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。
本案件は、令和8年4月16日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。
それでは、計画の内容について、ご説明いたします。
今回の計画は、計画1となっています。
利用目的は水稲となっています。
設定する権利の種類は賃借権となっています。
権利の存続期間は、認可の公告日から令和10年4月30日までとなっています。
計画合計数は、利用権の設定が合計6筆で7、561平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長 続いて、地区担当推進委員の福原推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

福原推進委員 計画番号1番について、説明します。
本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

〈 質 疑 〉

議長 意見等はないようですので、採決いたします。
意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長 挙手全員であります。
よって、議案第62号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

議長 次に、日程第12、議案第63号、81ページからの、「令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」及び「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の決定について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第63号について、ご説明いたします。
こちらは国のガイドラインに基づき、令和7年4月開催の第21回総会にて、農地利用最適化活動の目標を決定し、その目標に対する点検・評価の結果の報告となります。
説明に入る前に資料の内訳ですが、82ページ目が農業委員会全体の活動の点検・評価となっており、83ページ以降にその詳細が記載されています。
それでは、内容についてご説明いたします。
83ページをご覧ください。こちらは農業委員会の状況について、目標及び農業センサス等の各数値を記しています。
84ページをご覧ください。ここから目標値に対する実績の報告になります。大きく4つの項目がありまして「農地の集積」「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」、「最適化活動の活動目標」となります。
まず、「農地の集積」ですが、令和5年4月に改正した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に設定した集積率について、51%とする目標に対する実績となります。
令和7年度末の集積率については、16.3%となり、目標をやや上回る結果となりました。
次に「遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査で示された1号遊休農地

事務局

の中の緑区分の遊休農地を解消することを指標としており、それに対する実績となります。
昨年度の目標値13.4ヘクタールに対し、85ページに記載のとおり、解消実績面積は9.1ヘクタールとなり目標に対しての達成状況は68%となり、目標を下回る結果となりました。

次に「新規参入の促進」でございます。

こちらは目標設定が単純な新規参入者ではなく、地主の意向で新規参入者に対して土地を貸し付けても構わない旨を同意してもらい、その農地をホームページなどで公表したものがあつかう実績になります。こちらも同意を得て公表している農地は無いため実績はありません。また、86ページ③実績 参考 新規参入者の参入状況に記載のとおり、参入経営体数が6経営体となっています。

最後に、「最適化活動の活動目標」ですが、82ページをご覧ください。

2(1)に記載のとおり活動日数の目標は1人当たり月に6日となっております。

これに対して皆様から毎月提出していただいている活動報告をもとに算出すると平均して1.19日となっております。ただし、こちらの日数についてですが、主に地元の農業者の方からの相談や会合などはカウントされますが、例えばこの総会や事務局からお願いしている農地の確認などはカウントされません。それらを除いて目標6日という日数は国から示されている目標の最低日数となっており、実績としては目標を下回る結果となりました。

以上、結果としては農地の集積では目標をやや上回り、他の3項目で目標を下回る結果となりました。これは国から示されている目標が高く、木更津市内でも農業に係る個別事案の地域差などもある中で、平均的に算出すると目標を下回ってしまう形になりました。

日頃から活動していただいている委員の皆さんに置かれましては今回の結果や先月、総会にて承認いただきました令和8年度最適化活動の目標の設定等を踏まえ、最適化活動に今後ともご協力いただければ幸いです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたら お願いします。

〈 質 疑 〉

議長

意見等はないようですので、採決いたします。

議案第63号、「令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」及び「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長

挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり決定し、ホームページに掲載するとともに、千葉県に報告いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了しました。

その他として、ここで、私から一点よろしいでしょうか。

農地法には違反農地の公表制度があります。農地法では違反者300万円以下の罰金若しくは3年以下の懲役となっていて、農地の原状回復等の命令に従わないときは名前を公表しますとの改正がありましたが、あまり適用されたとは聞いていません。

推進委員や農業委員の役目としては、違反を見つけ次第、事務局に報告することになっています。

違反転用に対応するのは大変であり、一罰百戒、違反に対しては法の規定を適用してやっ

議長	<p>地域で農業をやっている人が地域の農業委員になっているので、違反転用のことは言いづらと思います。法律的なことがあって、どこかできちんとしていないと、農業委員として活動して行くうえで、不安を覚えるので、権限のある県に言っていきたいと思っています。皆さんには、意見を出せることを知っていただければ心強いです。</p> <p>露崎さんから意見が出ました。ほかにありますか。清川地区の区長が違反転用についてずいぶんやったと聞いています。</p>
鈴木修一郎委員	<p>一つ目は地主が違反、二つ目は地主が貸して借りた方が違反。この場合、どのように対応したらよいのか、今後、どのように対応したらいいのか、我々はわかりません。</p>
事務局	<p>一つ目は、4条違反に基づいて、転用の指導か現状回復を指導します。</p> <p>二つ目は、意図的に、つまり悪意で貸したのか、善意で貸したのか、いずれでも、何かしらの権利設定、使用貸借、賃貸借に対して許可が必要で、農地以外のものにするために手を加えた場合、5条違反となります。受けた者も5条違反で、両者に対して指導が必要です。</p>
鈴木修一郎委員	<p>非常に難しいです。民法と農地法の兼ね合いをどのように考えていったらよいのでしょうか。</p>
事務局	<p>民法と農地法の兼ね合いについては、法律上のルールはわかっているが、どのようにするかということでしょうか。</p>
鈴木修一郎委員	<p>民法では貸し借りは口頭でも成立するとされています。農地法はそうではないので、その辺の貸し借りがある場合は難しい。</p>
事務局	<p>私法上、権利の設定、移転は両者の合意が、転用行為も権限があればできます。農地法では「農地は農地として使用しないといけない」というのが前提であり、農地以外だと民法上は権利設定、移転をできるけれど、農地はできません。禁止を解除するために申請が要ります。私権が制限され許可を受けないと法律上できないこととなります。</p> <p>私権が最優先で自分の土地は何をしてもいいと考える人もいるでしょう。そうして、自分の農地を売ったり、貸したり、転用したりすることになるのでしょうか。</p> <p>それとは別に、他人の農地に勝手に土砂などを埋めるケースもあります。</p> <p>許可を受けずに貸借し、借り手が転用違反行為をした場合は、貸し手はいざとなると知らなかったと言うかもしれません。</p> <p>会長のご提案は、違反指導を摘発したら、県は、きちんと手続きしてほしいということだと思います。やった者勝ちのような状態はよろしくないということだと思います。</p> <p>違反は違反としてそれに応じた罰は必要ですが、それが目的になるだけではなく、違反を抑制するために、許可なく転用することが禁止されていることの周知をしなければなりません。やり得は許さない、それはそうですが、違反されないように、予防になることも大事で、やったら罰があります。今後の予防を含めて権限のある人に動いてほしい、それは適正化の促進のためにもなりますというのが会長ご提案の趣旨だと思います。</p> <p>このまま、今の状態では良くないです。石を投げるという意味です。何もしないとそのままになってしまいます。すぐ、動いてくれるかわかりませんが、今後の防止につながります。しかるべき権限のある人に意見具申することにつながっていくとお考えだと思います。</p>
鈴木修一郎委員	<p>我々も憎まれ役をやらなければいけないのかと思います。</p>
事務局	<p>一人でやるのではなく、組織でやるということ。違反者が地元の農地所有者では知っている人だから憎まれ役ということにもなるかもしれませんが、立場上、そのような役をやるという側面にはなりえます。</p>
露崎委員	<p>地元の人で、相続した人、離農している人など、所有者がどこに住んでいるかわからない</p>

露崎委員

ことがあります。

地元の人だと申請してほしいと言えるが、所有者がどこの誰かわからない農地にある日突然違反転用をされます。

事務局

違反行為の特定と違反者の特定が必要で、所有者が絡んでいるのか、知らないうちに誰かがやっていたのかわからないものがあります。

露崎委員

所有者に言わせると貸してあるから、借りた人がやっていることだからと責任を負えないといわれます。

事務局

借りた人に言わせると所有者に土砂を入れていいと言われたと。

露崎委員

やる人は常習者で、やっている人は行政の状況を理解しているので、改善がないことが困ります。

事務局

だからこそ、権限のある人が本気で動いてほしいと。

所有者がわかっても、そこが一番難しい、けれども、権限のある人に一言物申したい。

県が動いていないことがわかっているけどやりたいというのがご意見です。

このあと、新規就農の事前審査会があります。すでに一時間伸びているので、出た意見をまとめて概要を作りたいと思います。

議長

私からの意見ということでご承知おきいただきたい。

以上をもちまして、第35回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後4時59分であります。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和8年5月7日

議 長 杉山 孝

議事録署名委員 露崎 伸哉

村上 常雄